

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B1)

(11) 特許番号

特許第6566230号  
(P6566230)

(45) 発行日 令和1年8月28日(2019.8.28)

(24) 登録日 令和1年8月9日(2019.8.9)

(51) Int.Cl.

F I

F O 4 D 25/08 (2006.01)

F O 4 D 25/08 3 0 1 A

請求項の数 5 (全 8 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2019-91003 (P2019-91003)</p> <p>(22) 出願日 令和1年5月13日(2019.5.13)</p> <p>審査請求日 令和1年5月20日(2019.5.20)</p> <p>(31) 優先権主張番号 201910332665.5</p> <p>(32) 優先日 平成31年4月24日(2019.4.24)</p> <p>(33) 優先権主張国・地域又は機関 中国 (CN)</p> <p>早期審査対象出願</p>	<p>(73) 特許権者 519257854 天津市山▲かん▼玩具有限公司 中華人民共和国天津市津南区小站鎮怡澤軒 38-2-201</p> <p>(74) 代理人 718005386 黄 晓磊</p> <p>(72) 発明者 帥▲だい▼義 中華人民共和国天津市津南区小站鎮怡澤軒 38-2-201</p> <p>審査官 加藤 昌人</p>
---	--

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 手持ち不要のミニ扇風機

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

主板本体を含み、前記主板本体の底部には肩ベルトに挟める二つの挟み部品が設置され、前記主板本体の底部端面にはミニ扇風機を挟む扇風機挟み部品が設置され、前記主板本体の頂部端面には前記ミニ扇風機に電力を提供できる給電部品が設置され、前記主板本体の頂部端面には二つの固定ベースが設置され、前記固定ベースの中には上方に開口した固定溝が設置され、前記固定溝のところに支持フレームを嵌めるように装着することができ、前記支持フレームがボルトにより前記固定ベースと固定的に連結され、前記支持フレームには連結棒が固定的に連結され、前記連結棒には傘の持ち手を挟んで調節されることができる傘持ち手挟み部品が設置されることを特徴とする手持ち不要のミニ扇風機。

【請求項2】

前記挟み部品は前記主板本体の中に位置しているスライド溝を含み、前記スライド溝の底壁には下方に開口した連通溝が設置され、前記スライド溝の中にはスライドブロックがスライドできるように装着され、前記スライドブロックの底部端面にはスライドロッドが設置され、前記スライドロッドの底部端面には第一挟みブロックが固定的に装着され、前記第一挟みブロックの中には下方に開口した第一挟み溝が設置され、前記第一挟み溝の左右壁の間には第一ガイドロッドが固定的に装着され、前記第一挟み溝の中には二つの挟み爪がスライドできるように装着され、前記挟み爪と前記第一ガイドロッドとがスライドできるように装着され、前記挟み爪と前記第一挟み溝の内壁との間には第一ばねが設置され、肩ベルトの間隔により前記第一挟みブロックをスライドさせ、二つの前記第一挟みブロッ

クの間を調節し、前記挟み爪を引き離して肩ベルトを前記挟み爪の間に引っ掛からせ、前記主板本体を放した後に前記挟み部品により肩ベルトに固定的に装着することを特徴とする請求項 1 に記載の手持ち不要のミニ扇風機。

【請求項 3】

前記傘持ち手挟み部品は前記連結棒の後側端面に位置している第二挟みブロックを含み、前記第二挟みブロックの中には上方に開口した第二挟み溝が設置され、前記第二挟み溝の後端には中棒置き区が設置され、前記中棒置き区の内壁にはゴムリングが設置され、前記第二挟み溝の前後壁の間には対称である第二ガイドロッドが設置され、前記第二ガイドロッドの間には傘持ち手挟みブロックがスライドできるように装着され、前記傘持ち手挟みブロックの後側端面には中心溝が設置され、前記傘持ち手挟みブロックと前記第二挟み溝の前側壁との間には第二ばねが設置され、前記ボルトにより前記支持フレームを装着し又は取り外し、傘を装着する時、前記傘持ち手挟みブロックを前に推し、傘の中棒を前記ゴムリングから前記中棒置き区の中に推して入れ、前記傘持ち手を前記中心溝の中に置き、前記傘持ち手挟みブロックを放した後、前記第二ばねの作用の下で前記傘持ち手挟みブロックと前記第二挟みブロックが前記傘持ち手を挟むことを特徴とする請求項 1 に記載の手持ち不要のミニ扇風機。

10

【請求項 4】

前記扇風機挟み部品は前記主板本体の底部端面に位置している調節ロッドを含み、前記調節ロッドの端部には扇風機取り付けブロックが固定的に連結され、前記扇風機取り付けブロックの中には扇風機取り付け穴が設置され、前記ミニ扇風機が前記扇風機取り付け穴の中にネジ山により装着されることができ、前記扇風機取り付け穴の端壁にはプラグが設置され、前記プラグと前記ミニ扇風機とが通電できるように協働されることができ、前記ミニ扇風機を前記扇風機取り付け穴の中に装着し、前記ミニ扇風機に電力を提供し、前記ミニ扇風機を取り出して手で持つことができ、前記ミニ扇風機に内蔵された電源を使用し、前記調節ロッドを曲げることができることを特徴とする請求項 1 に記載の手持ち不要のミニ扇風機。

20

【請求項 5】

前記給電部品は前記主板本体の頂部端面に固定的に装着されている四つの固定爪を含み、前記固定爪の間には移動電源が引っ掛かっており、前記主板本体の頂部端面には USB 接続ヘッドが設置され、前記 USB 接続ヘッドが前記移動電源と連結された後に前記プラグに給電でき、前記移動電源もスマホに給電することができ、前記移動電源を前記固定爪の間に置き、前記移動電源が前記ミニ扇風機に給電することを特徴とする請求項 1 に記載の手持ち不要のミニ扇風機。

30

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は手持ちミニ扇風機分野に関わり、具体的には手持ち不要のミニ扇風機である。

【背景技術】

【0002】

夏の時に、数多くの方は手持ちミニ扇風機を持って外出し、手持ちミニ扇風機は使用しやすいが、長い時間手で握ると手が凝り、物を持ち上げる時にまず扇風機を適当な場所に置く必要があり、それで不便であり、また日傘も夏に外出する時の重要な避暑用品であり、両者を同時に持って出かけると他の物を持たなくなる。

40

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】中国特許出願公開第 108591096 号明細書

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

50

本発明は手持ち不要のミニ扇風機を提供し、従来技術にある上記欠点を解消することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0005】

本発明の実施例の手持ち不要のミニ扇風機は、主板本体を含み、前記主板本体の底部には肩ベルトに挟める二つの挟み部品が設置され、前記主板本体の底部端面にはミニ扇風機を挟む扇風機挟み部品が設置され、前記主板本体の頂部端面には前記ミニ扇風機に電力を提供できる給電部品が設置され、前記主板本体の頂部端面には二つの固定ベースが設置され、前記固定ベースの中には上方に開口した固定溝が設置され、前記固定溝のところに支持フレームを嵌めるように装着することができ、前記支持フレームがボルトにより前記固定ベースと固定的に連結され、前記支持フレームには連結棒が固定的に連結され、前記連結棒には傘の持ち手を挟んで調節されることができる傘持ち手挟み部品が設置される。

10

【0006】

さらなる技術プランには、前記挟み部品は前記主板本体の中に位置しているスライド溝を含み、前記スライド溝の底壁には下方に開口した連通溝が設置され、前記スライド溝の中にはスライドブロックがスライドできるように装着され、前記スライドブロックの底部端面にはスライドロッドが設置され、前記スライドロッドの底部端面には第一挟みブロックが固定的に装着され、前記第一挟みブロックの中には下方に開口した第一挟み溝が設置され、前記第一挟み溝の左右壁の間には第一ガイドロッドが固定的に装着され、前記第一挟み溝の中には二つの挟み爪がスライドできるように装着され、前記挟み爪と前記第一ガイドロッドとがスライドできるように装着され、前記挟み爪と前記第一挟み溝の内壁との間には第一ばねが設置されている。

20

【0007】

さらなる技術プランには、前記傘持ち手挟み部品は前記連結棒の後側端面に位置している第二挟みブロックを含み、前記第二挟みブロックの中には上方に開口した第二挟み溝が設置され、前記第二挟み溝の後端には中棒置き区が設置され、前記中棒置き区の内壁にはゴムリングが設置され、前記第二挟み溝の前後壁の間には対称である第二ガイドロッドが設置され、前記第二ガイドロッドの間には傘持ち手挟みブロックがスライドできるように装着され、前記傘持ち手挟みブロックの後側端面には中心溝が設置され、前記傘持ち手挟みブロックと前記第二挟み溝の前側壁との間には第二ばねが設置されている。

30

【0008】

さらなる技術プランには、前記扇風機挟み部品は前記主板本体の底部端面に位置している調節ロッドを含み、前記調節ロッドの端部には扇風機取り付けブロックが固定的に連結され、前記扇風機取り付けブロックの中には扇風機取り付け穴が設置され、前記ミニ扇風機が前記扇風機取り付け穴の中にネジ山により装着されることができ、前記扇風機取り付け穴の端壁にはプラグが設置され、前記プラグと前記ミニ扇風機とが通電できるように協働されることができる。

【0009】

さらなる技術プランには、前記給電部品は前記主板本体の頂部端面に固定的に装着されている四つの固定爪を含み、前記固定爪の間には移動電源が引っ掛けており、前記主板本体の頂部端面にはUSB接続ヘッドが設置され、前記USB接続ヘッドが前記移動電源と連結された後に前記プラグに給電でき、前記移動電源もスマホに給電することができる。

40

【発明の効果】

【0010】

本発明の有益な効果は：本発明は構成が簡単で、操作が便利であり、ミニ扇風機を扇風機取り付けブロックの中に取り付けることができ、手で持たないで使用することができ、それと同時に傘持ち手挟み部品を利用して傘を挟むことができ、手で持つ必要もなく傘をさすことができ、両者の協力により外出に便利を与え、移動電源がミニ扇風機の稼働時間を増加でき、普及する価値がある。

【図面の簡単な説明】

50

## 【 0 0 1 1 】

【図 1】図 1 は本発明全体の構成概略図

【図 2】図 2 は支持フレームの A 方向の構成概略図

【図 3】図 3 は図 1 中の B のところの拡大概略図

【図 4】図 4 は扇風機取り付けブロックの構成概略図

【図 5】図 5 は図 2 中の C 方向の平面図

【発明を実施するための形態】

## 【 0 0 1 2 】

次に図 1 ~ 5 を合わせて本発明を詳しく説明し、意思の疎通にもっと便利なため、後文に出る方位を以下の通りに規定する：下記の下上左右前後の方向は図 1 自体の投影関係の上下左右前後の方向と一致している。

10

## 【 0 0 1 3 】

図 1 ~ 5 を参照し、本発明の実施例の手持ち不要のミニ扇風機は、主板本体 10 を含み、前記主板本体 10 の底部には肩ベルトに挟める二つの挟み部品 901 が設置され、前記主板本体 10 の底部端面にはミニ扇風機 43 を挟む扇風機挟み部品 902 が設置され、前記主板本体 10 の頂部端面には前記ミニ扇風機 43 に電力を提供できる給電部品 903 が設置され、前記主板本体 10 の頂部端面には二つの固定ベース 14 が設置され、前記固定ベース 14 の中には上方に開口した固定溝 15 が設置され、前記固定溝 15 のところに支持フレーム 16 を嵌めるように装着することができ、前記支持フレーム 16 がボルト 17 により前記固定ベース 14 と固定的に連結され、前記支持フレーム 16 には連結棒 20 が固

20

## 【 0 0 1 4 】

前記挟み部品 901 は前記主板本体 10 の中に位置しているスライド溝 30 を含み、前記スライド溝 30 の底壁には下方に開口した連通溝 31 が設置され、前記スライド溝 30 の中にはスライドブロック 32 がスライドできるように装着され、前記スライドブロック 32 の底部端面にはスライドロッド 33 が設置され、前記スライドロッド 33 の底部端面には第一挟みブロック 34 が固定的に装着され、前記第一挟みブロック 34 の中には下方に開口した第一挟み溝 35 が設置され、前記第一挟み溝 35 の左右壁の間には第一ガイドロッド 36 が固定的に装着され、前記第一挟み溝 35 の中には二つの挟み爪 38 がスライド

30

できるように装着され、前記挟み爪 38 と前記第一ガイドロッド 36 とがスライドできるように装着され、前記挟み爪 38 と前記第一挟み溝 35 の内壁との間には第一ばね 37 が設置され、肩ベルトの間隔により第一挟みブロック 34 をスライドさせ、二つの第一挟みブロック 34 の間の距離を調節し、挟み爪 38 を引き離して肩ベルトを挟み爪 38 の間に引っ掛からせ、主板本体 10 を放した後に挟み部品 901 により肩ベルトに固定的に装着し、挟み爪 38 の表面がゴム材質であり、着心地がよくないことを防止できる。

## 【 0 0 1 5 】

前記傘持ち手挟み部品 904 は前記連結棒 20 の後側端面に位置している第二挟みブロック 21 を含み、前記第二挟みブロック 21 の中には上方に開口した第二挟み溝 23 が設置され、前記第二挟み溝 23 の後端には中棒置き区 26 が設置され、前記中棒置き区 26 の内壁にはゴムリング 25 が設置され、前記第二挟み溝 23 の前後壁の間には対称である第二ガイドロッド 22 が設置され、前記第二ガイドロッド 22 の間には傘持ち手挟みブロック 24 がスライドできるように装着され、前記傘持ち手挟みブロック 24 の後側端面には中心溝 27 が設置され、前記傘持ち手挟みブロック 24 と前記第二挟み溝 23 の前側壁との間には第二ばね 28 が設置され、ボルト 17 により支持フレーム 16 を装着し又は取り外し、傘を装着する時、傘持ち手挟みブロック 24 を前に推し、傘の中棒をゴムリング 25 から中棒置き区 26 の中に推して入らせ、傘持ち手を中心溝 27 の中に置き、傘持ち手挟みブロック 24 を放した後、第二ばね 28 の作用の下で傘持ち手挟みブロック 24 と第二挟みブロック 21 が傘持ち手を挟み、中棒置き区 26 はゴム材質であり、延性がある。

40

## 【 0 0 1 6 】

50

前記扇風機挟み部品 902 は前記主板本体 10 の底部端面に位置している調節ロッド 18 を含み、前記調節ロッド 18 の端部には扇風機取り付けブロック 40 が固定的に連結され、前記扇風機取り付けブロック 40 の中には扇風機取り付け穴 41 が設置され、前記ミニ扇風機 43 が前記扇風機取り付け穴 41 の中にネジ山により装着されることができ、前記扇風機取り付け穴 41 の端壁にはプラグ 42 が設置され、前記プラグ 42 と前記ミニ扇風機 43 とが通電できるように協働されることができ、ミニ扇風機 43 を扇風機取り付け穴 41 の中に装着し、それによりミニ扇風機 43 に電力を提供し、ミニ扇風機 43 を取り出して手で持つことができ、ミニ扇風機 43 に内蔵された電源を使用し、調節ロッド 18 を曲げることができ、一番適切な角度位置に調節することができる。

【0017】

前記給電部品 903 は前記主板本体 10 の頂部端面に固定的に装着されている四つの固定爪 12 を含み、前記固定爪 12 の間には移動電源 11 が引っ掛かっており、前記主板本体 10 の頂部端面には USB 接続ヘッド 13 が設置され、前記 USB 接続ヘッド 13 が前記移動電源 11 と連結された後に前記プラグ 42 に給電でき、前記移動電源 11 もスマホに給電することができ、移動電源 11 を固定爪 12 の間に置き、移動電源 11 がミニ扇風機 43 に給電し、固定爪 12 はプラスチック材質であり、一定の曲げ性能を有する。

【0018】

使用する時、肩ベルトの間隔により第一挟みブロック 34 をスライドさせ、二つの第一挟みブロック 34 の間の距離を調節し、挟み爪 38 を引き離して肩ベルトを挟み爪 38 の間に引っ掛からせ、主板本体 10 を放した後に挟み部品 901 により肩ベルトに固定的に装着し、移動電源 11 を固定爪 12 の間に置き、移動電源 11 がミニ扇風機 43 に給電し、ミニ扇風機 43 を扇風機取り付け穴 41 の中に装着し、それによりミニ扇風機 43 に電力を提供し、ミニ扇風機 43 を取り出して手で持つことができ、ミニ扇風機 43 に内蔵された電源を使用し、調節ロッド 18 を曲げることができ、一番適切な角度位置に調節することができる。

【0019】

傘を装着する時、ボルト 17 により支持フレーム 16 を装着し、傘持ち手挟みブロック 24 を前に推し、傘の中棒をゴムリング 25 から中棒置き区 26 の中に推して入らせ、傘持ち手を中心溝 27 の中に置き、傘持ち手挟みブロック 24 を放した後、第二ばね 28 の作用の下で傘持ち手挟みブロック 24 と第二挟みブロック 21 が傘持ち手を挟む。

【0020】

本発明の有益な効果は：本発明は構成が簡単で、操作が便利であり、ミニ扇風機を扇風機取り付けブロックの中に取り付けることができ、手で持たないで使用することができ、それと同時に傘持ち手挟み部品を利用して傘を挟むことができ、手で持つ必要もなく傘をさすことができ、両者の協力により外出に便利を与え、移動電源がミニ扇風機の稼働時間を増加でき、普及する価値がある。

【0021】

当業者は明確できるのは、本発明の総体精神及び構想から離脱しない限り、以上の実施例に対して各種の変型を行うことができる。それらの変型はいずれも本発明の保護範囲に含む。本発明の保護方案は発明に添付した特許請求の範囲を基準とするべきである。

【要約】

【課題】本発明は手持ち不要のミニ扇風機を開示した。

【解決手段】

主板本体を含み、傘持ち手挟みブロックを前に推し、傘の中棒をゴムリングから中棒置き区の中に推して入らせ、傘持ち手を中心溝の中に置き、傘持ち手挟みブロックを放した後、第二ばねの作用の下で傘持ち手挟みブロックと第二挟みブロックが傘持ち手を挟み、ミニ扇風機を扇風機取り付けブロックの中に取り付けることができ、手で持たないで使用することができ、それと同時に傘持ち手挟み部品を利用して傘を挟むことができ、手で持つ必要もなく傘をさすことができ、両者の協力により外出に便利を与え、移動電源がミニ扇風機の稼働時間を増加できる。

10

20

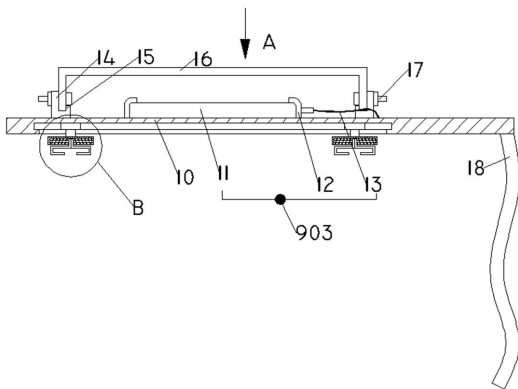
30

40

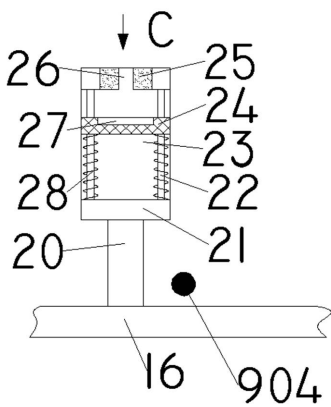
50

【選択図】図1

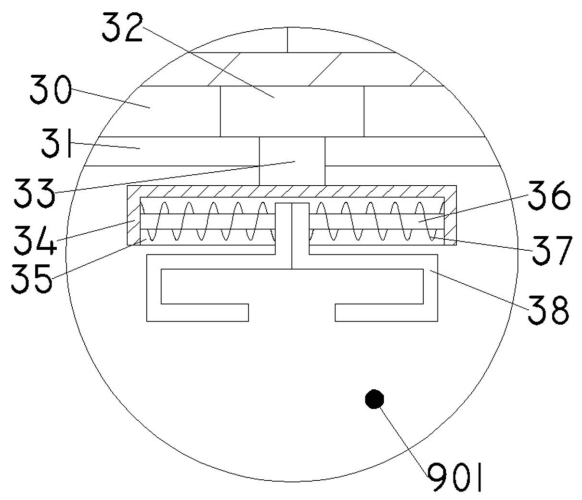
【図1】



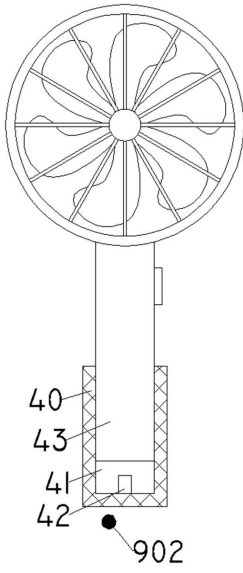
【図2】



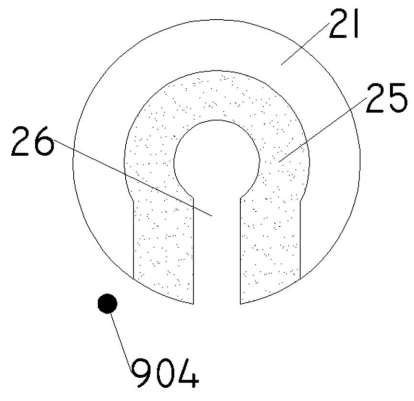
【図3】



【 図 4 】



【 図 5 】



---

フロントページの続き

(56)参考文献 特開2008-253651(JP,A)  
登録実用新案第3176775(JP,U)  
特開平9-289912(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

F04D 25/08  
A45B 3/00-3/16